

魚津市告示第145号

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱  
の一部改正について

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成25年  
魚津市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月30日

魚津市長 村椿 晃

第2条第1号に次のただし書きを加える。

ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の  
規定は適用しない。

様式第1号及び様式第4号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)
	個人番号		
②住所	(〒 - )	電話	( ) -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
⑦公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
⑨児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊟		
(備考)			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（上限20万円。職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する教育訓練にあつては、上限80万円）です。  
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市へその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第4号（第7条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 ( 歳)		
	個人番号				
②住所	(〒 - )	電話	( ) -		
③教育訓練施設の名称					
④教育訓練講座の名称					
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)				
⑥所要費用	入学料	円、受講料	円	合計額	円
⑦雇用保険法による一般 教育訓練給付金の受給 額	円				
⑧希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類	普通・当座・その他	
	支店名		口座番号		
	口座名義	フリガナ			
⑨児童扶養手当の受給の 証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。  (担当者氏名) 印				
(備考)					

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 2 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。



附則に次の1項を加える。

(添付書類)

- 4 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。